就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則及び高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令

（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部改正）

第一条　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定試験の施行） **第四条**　認定試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。 ２　［略］	（認定試験の施行） **第四条**　認定試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、官報で告示する。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正）

第二条　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（高等学校卒業程度認定試験の施行） **第二条**　［略］ ２　高等学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。	（高等学校卒業程度認定試験の施行） **第二条**　［同上］ ２　高等学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、官報で告示する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。